

別表第九号(第65条第2項関係)

基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

- 1 業務を確実に実施することができる体制
- 2 業務を確実に実施するために整備している規程
- 3 業務に従事する者の実務経験等
- 4 委託業務の確実な実施を確保するための措置

注1 設備等維持業務を確実に実施することができる体制を記載すること。

注2 設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程について、その名称と概要を記載すること。

注3 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の氏名、略歴等を記載すること。

設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していることを証する書類を添付すること。

注4 設備等維持業務を他人に委託する場合には、第123条の7各号に規定する措置の内容を記載すること。

注5 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。